

奈良県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和三年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
大儀 里緒	山根整骨院 天理市川原城町三六八一	令和三年十一月二十二日
座古 雄一	すみれ鍼灸マッサージ院 香芝市すみれ野二一六一三 メルヴェイユ香芝三〇一号室	令和三年十一月三十日